

愛知県アルコール健康障害対策推進会議設置要綱

(目的)

第1条 アルコール健康障害対策に関して、関係機関及び民間団体等と協議を行い、もって本県におけるアルコール健康障害対策を総合的に推進するため、愛知県アルコール健康障害対策推進会議（以下「推進会議」という。）を開催する。

(所掌事項)

第2条 推進会議は、次号に掲げる事項について所掌する。

- (1) アルコール健康障害対策の取組の方向性に関すること
- (2) アルコール健康障害対策の取組の検証に関すること
- (3) アルコール健康障害対策基本法に基づく県計画の策定に関すること
- (4) その他アルコール健康障害対策の推進に関して必要な事項

(構成)

第3条 推進会議は、別紙に掲げる委員により構成する。

- 2 委員の任期は2年とし、再任は妨げないものとする。
- 3 委員が欠けた場合に委嘱できる補欠の委員の任期は、前任者の在任期間とする。
- 4 委員が団体の代表として選任されている場合は、検討事項等により委員に代わりその団体から代理を出席させることができる。

(座長)

第4条 推進会議に座長を置く。

- 2 座長は、委員の互選により選出する。
- 3 座長は会務を総理し、推進会議を代表する。
- 4 座長が不在のとき、又は座長に事故があるときは、あらかじめ座長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 推進会議は、原則公開とする。ただし、推進会議が次の各号のいずれかの事由により公開しない旨を決議したときは、この限りではない。

- (1) 愛知県情報公開条例（平成12年愛知県条例第19号）の不開示情報が含まれる事項に関して調査審議等を行うとき
 - (2) 会議を公開とすることにより、当該会議の適正な運営に著しい支障が生ずると認められる場合
- 2 傍聴の手続、傍聴人の守るべき事項その他傍聴に関し必要な事項は、別に定める。
 - 3 推進会議は、必要があると認めるときは、推進会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
 - 4 推進会議はやむを得ない理由により会議を開くことが困難な場合は、書面によ

る協議を行うことができる。
5 会議録は5年間保存する。

(事務局)

第6条 推進会議の庶務は、保健医療局健康医務部医務課こころの健康推進室において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年6月1日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年12月1日から施行する。